

食品営業許可申請業務に係るDX化やペーパーレスに向けての業務プロセス改善

【現状・課題】

- (1) 申請方法は紙申請又はオンライン申請が可能だが、申請手数料は県証紙で支払うため、申請者は営業施設を管轄する保健所を訪れる必要がある。
- (2) 食品営業許可台帳は県システムと国システムで管理している。当該台帳は元来、県システムで管理していた。令和3年度から全国統一の国システムが運用開始されたが、県システムでの業務実施が円滑であるため、現時点においても主に県システムを利用している。
- (3) 県システムと国システム間のデータ移行に使用する連携システム（CSV出力及び取込み）があるが、データを取込む際データに不備項目があるとエラーとなり取り込めないため、データ移行は手入力で行うことが多い。
- (4) 県システムは紙出力を前提としており、申請情報は手入力するため時間がかかる。また、データ誤入力等もあるが、査定用紙の出力、査定結果の入力、起案、営業許可番号の自動採番等行うことができ、職員が使い慣れている。
- (5) 国システムは全国的なシステムのため、将来は国システムを主流に運用していく必要がある。しかし、国システムには監視結果を入力する機能がない（県システムには当該機能がある）。

【保健所における食品営業許可業務の流れ】

